

UDC 681.3.04 : 003.347.1

JIS

X 0211
(ISO/IEC 6429)

符号化文字集合用制御機能

JIS X 0211 -1994

(ISO/IEC 6429 : 1992)

(1999 確認)

(2004 確認)

平成 6 年 10 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 61.11.1 改正：平成 6.10.1

官報公示：平成 6.10.3

原案作成協力者：社団法人 情報処理学会、財団法人 日本規格協会

審議部会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棟上 昭男）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

符号化文字集合用制御機能

X 0211-1994

Information technology—Control
functions for coded character sets

(ISO/IEC 6429:1992)

日本工業規格としてのまえがき

この規格は、1992年第3版として発行されたISO/IEC 6429 (Information technology—Control functions for coded character sets) を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。なお、この規格で側線を付した部分は、原国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、JIS X 0202に基づく7ビット符号、拡張7ビット符号、8ビット符号及び拡張8ビット符号中で用いる制御機能及びその符号化表現を規定する。

この規格は、文字表示装置で、次の双方向テキストを扱うための技術的手段を規定する。

- 1種類の用字からなるが、一部を反対方向に表示しなければならないテキスト（例えば、アラビア文字及びヘブライ文字の中の数字）
- 複数の用字を反対方向に表示するテキスト（例えば、ラテン文字及びアラビア文字からなるテキスト、又はラテン文字及びヘブライ文字からなるテキスト）
- 上記に加えて、横書きで行の進む方向が上から下であるテキスト

この規格が規定する制御機能は、主として文字表示装置との情報交換のために、文字符号化データ中に埋め込んで用いる。

一般に、制御機能は、文字表示入出力装置に対する効果によって定義される。したがって、この規格は、一定の装置構成を想定している。この想定は、できる限り実装に制限を加えないようにしてある（6.参照）。

制御機能は、機能の実行とともに、図形で表示しなければならないこともある。

この規格は、改正時に制御機能を追加できる構造になっている。

制御機能を規定する他の規格は、制御機能について、この規格より厳しい規定を設けてもよい。

この規格を適用する装置は、適用業務によって多種類があり得る。この規格で規定するすべての事項を一つの装置で実現するのは、技術的にも経済的にも非現実的となる。この規格は、適用業務に応じて適切に選択した部分だけを実現することを意図している。

2. 適合

2.1 適合の種類 規格に完全に適合するとは、すべての要件に合致することとする。規格にオプションがない場合は、一意に決まる。規格にオプションがある場合には、それが明確に規定されていなければならないし、規格に適合していると主張するならば、採用しているオプションを明確に記述しなければならない。

この規格は、それぞれの適用業務で異なった選択ができるように多くの機能を規定しているので、これとは違う性質をもっている。規格では何を選択したらよいかは明示していないが、規格に適合していると主張するには選択した結果を明示しなければならない。このように選択を明示する適合を、部分適合という。

特定の目的のために選択した機能群を、情報交換で容易に参照できるように、ISO 2375に従って登録してもよ